

## IV . 豊かで活力のある地域づくり

- (1) 都市機能の誘導・集約や持続可能な地域公共交通ネットワーク等の実現による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進。
- (2) 子育てがしやすく、子どもから高齢者まで誰もが豊かに暮らせる住生活環境の整備を促進。
- (3) 空き家や空き地等への対策を進めるとともに、地域の個性や資源を活かした、魅力・活力のある地域を形成。

### (1) コンパクト・プラス・ネットワークの推進

#### (a) 都市機能の誘導・集約等によるコンパクトシティの推進

[182億円 (1.06)]

子育て世代や高齢者が安心できる生活環境、持続可能な地域経済圏の実現、まちの賑わいを創出するため、都市機能の誘導・集約等によるコンパクトシティを推進する。

- ・ 効果的な立地適正化計画を策定する地方公共団体への支援の強化
- ・ 拠点地区等における空洞化した再開発ビル等の再生に向けた支援の推進
- ・ 生活に必要な都市機能等を誘導するための民間事業者等に対する支援の推進
- ・ 地方都市の再生やまちの賑わいの創出等を図る取組に対する支援の推進
- ・ ICT等を活用した都市のスマート化に向けた実証的な取組の推進

#### 生産性革命プロジェクト **コンパクト・プラス・ネットワーク**

～密度の経済で生産性を向上～

都市のコンパクト化・公共交通の利便性向上による密度の経済の発揮を通じて、訪問介護等の移動時間の減少、中心市街地での消費額の増加など、サービス産業の生産性の大幅な向上を図ります。

コンパクト・プラス・ネットワークの取組は、平成29年7月1日時点で、112都市が立地適正化計画を作成・公表し、15件の地域公共交通再編実施計画が認定(※)されるなど、本格的な実行段階に移行しています。※目標:2020年までに立地適正化計画の作成市町村数150、地域公共交通再編実施計画100。

国土交通省は、実行段階に対応した支援を一層強化するため、平成29年5月には、全国10都市をモデル都市として選定し、優れた取組の横展開を図るとともに、取組成果の「見える化」に向けて、「健康増進効果」を測る指標の開発などの取組を進めています。

今後とも、コンパクトシティ形成支援チームの枠組みを活用しつつ、市町村の取組を省庁横断的に支援していきます。

#### 岐阜県岐阜市の取組

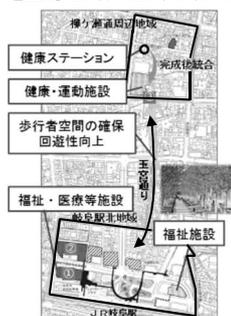
##### ○公共交通沿線やまちなかへの居住誘導

- ・ 公共交通の便利な地域を居住誘導区域に設定(市街化区域の57%)
- ・ まちなか2地域の5プロジェクトで約1100戸供給(予定を含む。)。更に4プロジェクトも検討中。
- ・ まちなか居住を支援(取得:上限50万円/戸 賃貸:上限24万円/年)

##### ○健康をテーマとしたまちなかへ出かける仕掛けづくり

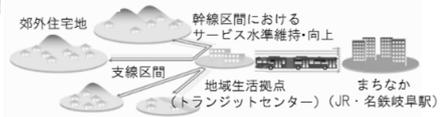
- ・ 市街地再開発と合わせて、まちなかに健康・運動施設(トレーニング施設等)を整備
- ・ 中心市街地空き店舗を活用した健康ステーション
- ・ 歩車分離、ウォーキングコースの案内、トイレ整備
- ・ 健康づくり活動へのポイント制度を導入
- ・ 住民参加型の健康づくり運動(各地域で実施)

[立地適正化計画(平成29年3月31日公表)、地域公共交通網形成計画(平成27年4月3日公表)]



##### ○持続可能な地域公共交通の再構築

- ・ ビックデータで乗車率の高いダイヤを設定
- ・ 乗継地点の整備と併せて路線分割を行い、幹線と支線を役割分担(岐阜駅のハブ化も実施)
- ・ 地域住民が、ルート、ダイヤ、運賃を決定するコミュニティバスを運行



○居住誘導区域の人口密度を維持(512人/ha [H27] → 512/ha [H47])

○歩行数を増やし医療費を約27億円/年抑制

○バス利用者増・運行の効率化により乗車効率を約2割向上

目標・効果

## (b) 道路ネットワークによる地域・拠点の連携【再掲】

[4,431 億円 (1.26)]

個性ある地域や小さな拠点を道路ネットワークでつなぐことで、広域的な経済・生活圏の形成を促進する。

- ・ 地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築
- ・ ICへのアクセス道路等の整備に対する安定的な支援
- ・ スマートICの活用による地域の拠点形成や民間施設との直結による産業振興の支援
- ・ 高速道路の休憩施設を活用した地域の活性化
- ・ 道の駅等を拠点とする自動運転実証実験の取組の強化

## (c) 持続可能な地域公共交通ネットワーク等の実現 [335 億円 (1.37)]

持続可能な地域公共交通ネットワークの実現や高齢者の移動手段の確保に向けた取組等に対する各種支援・調査を着実に実施する。

- ・ 利便性と効率性のバランスがとれた持続可能な地域公共交通網への再編等の支援
- ・ 地域特性に応じた路線バス、離島航路等の生活交通の確保維持の支援
- ・ ノンステップバスの導入、ホームドア整備等のバリアフリー化の支援
- ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備や車両の更新等の支援
- ・ 交通政策の総合的な推進に向けた交通政策基本計画の着実な実行に必要な調査
- ・ 交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化
- ・ 地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車の普及促進

### 生産性革命プロジェクト **クルマのICT革命** ～自動運転 × 社会実装～

自動運転技術の実用化により、安全性の向上、運送効率の向上、新たな交通サービスの創出等が図られ、大幅な生産性向上に資することが期待されます。

国土交通省では、自動運転技術の実用化に向けて、ルール整備、システムの実証等に取り組んで参ります。



## (d) 地域の広域的な連携と「小さな拠点」の形成推進 [4 億円 (1.22)]

対流促進型国土の形成に向け、広域的なインフラや地域資源を活かした広域連携や、道の駅等も活用した、「小さな拠点」を核とする集落生活圏の形成等を推進する。

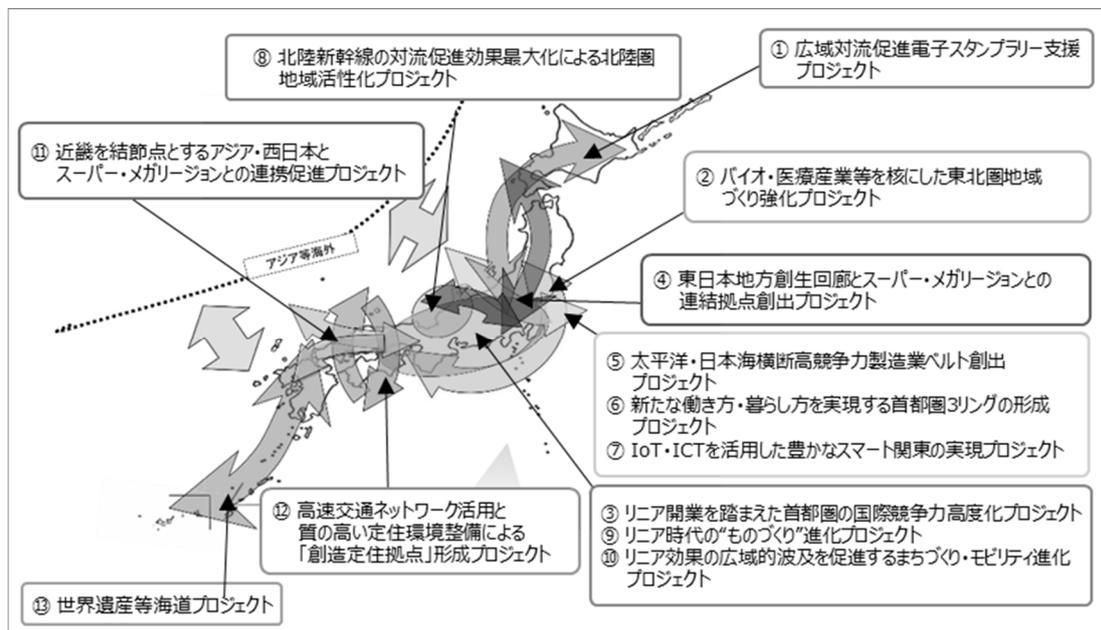
(地域の広域的な連携の促進)

- ・ 広域地方計画に示された広域連携プロジェクトの先行的な事例の形成への支援
- ・ リニア中央新幹線等の高速交通網によるスーパー・メガリージョン形成に関する検討

(「小さな拠点」の形成推進)

- ・ 公共施設等を活用した生活機能等の再編・集約やネットワーク強化に対する支援
- ・ 「小さな拠点」の形成を目指した「道の駅」の取組の支援

### <先行的な広域連携プロジェクト>



## (2) 安心して暮らせる住まいの確保と魅力ある住生活環境の整備

※計数については、一部重複がある

### (a) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化 [60 億円 (1.19)]

新たな住宅循環システム構築に向けて、既存ストックの質の向上と既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を図る。

- ・ 良質な住宅ストックが適正に評価され流通する仕組みの開発等に対する支援
- ・ 良質な既存住宅ストックの形成に資する長寿命化や省エネ化等のリフォームの促進
- ・ 住宅瑕疵等に係る情報を活用するための情報インフラの整備に対する支援制度の創設

#### 生産性革命プロジェクト 住生活産業の新たな展開

～既存住宅流通・リフォーム市場の活性化～

我が国においては、少子高齢化・人口減少が急速に進展し、空き家問題も深刻化する中で、既存住宅活用型市場への転換が求められており、平成 28 年の首都圏における中古マンションの成約件数が新築マンションの発売戸数を逆転するなど、既存住宅流通市場が育ちつつあります。

しかし、依然として、既存住宅取引には売主と消費者の間に情報の非対称性が存在しており、消費者は既存住宅に対して、「不安」「汚い」「わからない」といったマイナスイメージを持っています。

国土交通省では、消費者が「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにするため、耐震性等の品質を備え、消費者のニーズに沿ったリフォームの実施等について適切な情報提供が行われる既存住宅に国の関与のもとで商標付与を行う「安心R住宅」を今秋にもスタートさせる予定です。

今後、本制度の運用にあわせ、長寿命化や省エネ化等による住宅の質の向上を図るとともに、住宅履歴情報に係るデータベース整備等により適切な維持管理やインスペクション等を促進し、資産価値が適切に評価される既存住宅流通・リフォーム市場を活性化していきます。

さらに、多様な居住ニーズへの対応や住生活産業の成長について、公的賃貸住宅における生活支援サービスへの IoT 技術の活用等を通じ、住生活関連サービスなどの新たなビジネス市場の創出・拡大を促進します。

#### 「住みたい」「買いたい」既存住宅の情報提供



耐震性あり

インスペクション済み

現況の写真

リフォーム等の情報

など

#### <数値目標>

##### 既存住宅流通の市場規模

4兆円(平成25年)

↓ +4兆円

8兆円(平成37年)

##### リフォームの市場規模

7兆円(平成25年)

↓ +5兆円

12兆円(平成37年)

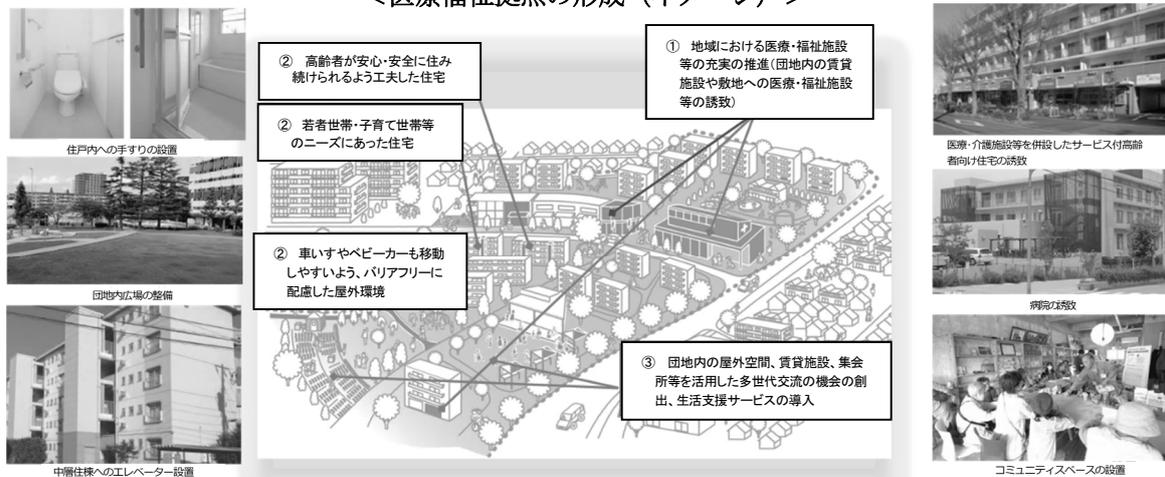
## **(b) 若年・子育て世帯や高齢者世帯が安心して暮らせる住まいの確保**

**[1,309 億円 (1.18)]**

若年・子育て世帯や高齢者世帯が安心して住まうことができる住宅や地域全体で子どもを育てることができる住環境を整備する。

- ・ 民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅セーフティネット制度の推進
- ・ 公的賃貸住宅の建替や改修と併せて生活支援施設等を導入する取組への支援の強化
- ・ 既存ストックの活用等によるサービス付き高齢者向け住宅の整備への支援の強化
- ・ 三世帯同居など複数世帯の同居に対応した良質な住宅の整備やリフォームへの支援
- ・ 近居等の子育て環境の整備促進のための地方公共団体と協調した金融支援の推進
- ・ 住宅ストックの活用と医療福祉施設等の誘致によるUR団地の医療福祉拠点化の推進

### **<医療福祉拠点の形成（イメージ）>**



## **(c) 省エネ住宅・建築物の普及 [266 億円 (1.20)]**

新築住宅・建築物の2020年度までの省エネルギー基準への段階的な適合や、2030年度の民生部門のCO<sub>2</sub>削減目標の達成に向けて、省エネ住宅・建築物の普及を加速する。

- ・ 中小事業者の連携による省エネ性能等に優れた木造住宅の整備等への支援の強化
- ・ 先導的な住宅・建築物の整備や既存建築物の省エネ改修への支援
- ・ CLTや地域の気候風土に応じた木造建築技術を活用した先導的プロジェクトへの支援
- ・ IoT等の先導的な技術を活用した住宅等の実証的な取組に対する支援
- ・ 地域の木造住宅施工技術体制の強化に向けた大工技能者の育成・技術力向上への支援

### (3) 魅力・活力のある地域の形成

※計数については、一部重複がある

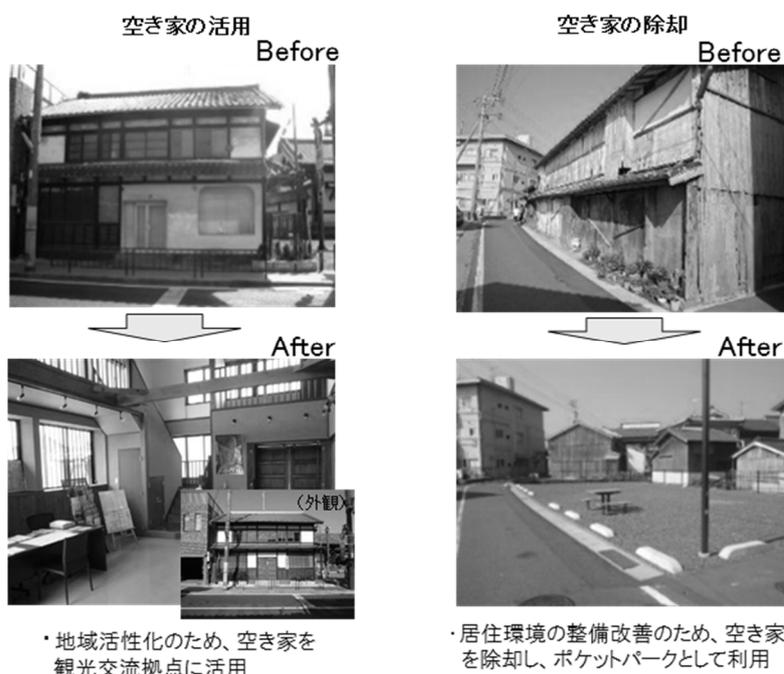
#### (a) 空き家対策の推進、空き地や所有者不明土地等の有効活用の推進

[405 億円 (1.16)]

空き家の利活用や除却、空き地や所有者不明土地等の有効活用の推進により生活環境の維持・向上を図り、魅力・活力のある地域の形成を図る。

- ・ 市町村が行う空き家の活用や除却等の総合的な支援の推進
- ・ 空き家対策を市町村と専門家が連携して行うモデル的取組への支援制度の創設
- ・ 不動産業団体等による空き家・空き地の流通等の促進、所有者不明土地の活用円滑化
- ・ 住宅団地における良好な居住環境の確保・再生を図る取組への支援制度の創設
- ・ 地方公共団体等が行う都市の低未利用土地の利用促進の取組に対する支援制度の創設

#### <空き家対策総合支援事業 (イメージ) >



#### (b) 歴史や景観等を活かしたまちづくりの推進 [495 億円 (1.18)]

歴史・景観等の地域資源、都市の緑地や農地を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

- ・ 歴史文化資源や景観を活用したまちづくりに対する支援の強化
- ・ 明治立憲政治の確立等の業績を後世に伝える明治記念大磯邸園（仮称）の整備の推進
- ・ 国営公園における観光拠点整備や体験プログラムの展開等によるストック活用の推進
- ・ 都市の緑地や農地を活かした魅力あるまちづくりの推進
- ・ 豊かな自然や美しい風景を活かした魅力ある水辺空間形成（かわまちづくり）の推進
- ・ 河川を軸とした生態系ネットワークの推進
- ・ 地域活性化に資する効率的な下水道未普及対策への支援



## **(e) アイヌ文化復興等の促進のための民族共生象徴空間の整備**

**[31 億円 (4.84)]**

2020 年 4 月までに国立民族共生公園及び慰霊施設を開設するなど、アイヌ文化の復興の促進や国際親善等に寄与するための民族共生象徴空間の整備等を進める。

## **(4) 地域と豊かな暮らしを支える社会資本整備の総合的支援**

### **(a) 地域と豊かな暮らしを支える社会資本整備の総合的支援（社会資本整備総合交付金）【再掲】 [10,484 億円 (1.17)]**

コンパクト・プラス・ネットワークの推進に資する取組や子育て世帯・高齢者に対応した地域と暮らしの魅力の向上に資する取組等を重点的に支援する。

#### **【社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の運用改善について】**

平成 29 年度より本格化した交付金制度の運用改善の取組を推進し、地方公共団体のニーズ等に十分に対応しつつ、交付金事業のより効果的・適切な執行を図る。

##### (1) 重点配分対象の明確化

- ・ 交付金事業の効果的な執行を図るため、国として重点的に取り組むべき事業を明確化し、地方公共団体と共有した上で、重点配分対象事業のみで構成される計画に重点配分する。

例) 国として重点的に取り組むべき事業

- ① 港湾・空港・IC等の整備と供用時期を連携させて行われるアクセス道路の整備
- ② PPP/PFIの活用による下水道施設の整備
- ③ インフラ長寿命化計画を踏まえた老朽化対策

##### (2) 交付金事業の「見える化」

- ・ 一定の線引きを行った上で、費用対効果(B/C)の算出を要件化し、事業の効率性の明確化を図る。
- ・ 整備計画ごとの不用率・未契約繰越率を把握・公表し、交付金事業の「見える化」を推進する。
- ・ 整備計画の事前評価(目標の妥当性等)・事後評価(目標の実現状況等)の公表の徹底等を行い、住民等に対する説明責任の向上を図る。